

消取引第 428 号
平成 29 年 11 月 29 日

各都道府県消費者行政担当部長 殿

消費者庁 取引対策課長



特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加について（依頼）

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 174 号。以下「施行令」という。）及び特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 29 年内閣府令・経済産業省令第 1 号。以下「施行規則」という。）が本年 12 月 1 日から施行されます。

今般、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の特定継続的役務提供に一定の美容医療契約が追加されますが、医療分野は医療法等による業規制の対象でもあります。

よって、当該追加された役務に係る対応につきましては、必要に応じて各都道府県の衛生主管部局と連携を図り、適切に対応いただきますようお願いいたします。また、かかる事情に鑑み、手厚い周知が必要と考えられることから、関連する医療団体に対し、【別紙】のとおり周知を行います。

なお、各都道府県の衛生主管部局に対しては厚生労働省から別途連絡を行う予定となっております。

以上